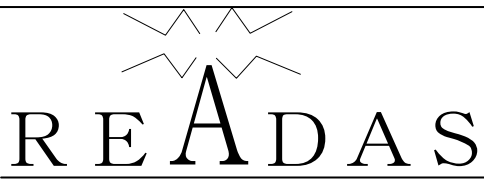


第 5921 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月23日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 販管費の債務確定基準

**Q**：販管費のうち損金に算入できるのは、債務の確定しているものに限られているようですが、債務の確定基準はどうなっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

法人税では、各事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度の損金の額に算入される金額は、別段の定めのあるものを除き、①売上原価等の額、②販売費、一般管理費その他の費用の額、③損失の額とされています。

そして、②の販売費、一般管理費その他の費用については、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち、償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものに限るとしています。

ここにいう償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次の要件の全てに該当するものをいいます。

- ①その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること
- ②その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

